

＜相続の限定承認の申述＞

1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

ア 相続人が被相続人（亡くなった人）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認

イ 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄

ウ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、イの相続放棄又はウの限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。ここでは、ウの限定承認について説明します。

2 申述人（申述ができる人）

相続人全員が共同して行う必要があります。

3 申述期間

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。

4 申述先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の最後の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・被相続人の最後の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

5 申立てに必要な書類

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・相続人1人につき110円×5枚
合計550円分

6 申立てに必要な書類

- ・相続の限定承認の申述書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申述人の戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本等
- ・財産目録1通

- ※ 戸籍謄本等については、被相続人と申述人の関係によって、揃えていただくものが異なりますので、次のページの説明を参考に揃えてください。
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

7 その他

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます（「相続の承認又は放棄の期間の伸長」のページを参照してください。）。

相続の限定承認申述の際に必要な添付書類

戸籍について

- 1 「戸籍謄本」「改製原戸籍謄本」「除籍謄本」「全部事項証明書」という名称がありますが、名称にかかわらず下記のとおりお取り下さい。
- 2 戸籍は必ず「謄本」「全部事項証明書」をお取り下さい。「抄本」「個人事項証明書」は不可

【共通】

- 1 被相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- 2 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- 3 申述人全員の戸籍
- 4 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍

【申述人が被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属（第二順位相続人））の場合】

- 5 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人と同じ代及び下の代の直系に限る（例：相続人祖母の場合、父母と祖父））がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍

【申述人が被相続人の配偶者のみの場合又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい（第三順位相続人））の場合】

- 5 被相続人の父母の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- 6 被相続人の直系尊属の死亡の記載がある戸籍
- 7 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- 8 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍

注1 上記戸籍謄本中、重複（共通）するものは、いずれか1通で足りります。

注2 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄受理申述事件が先行している場合、その事件で提出済のものは不要です。

注3 限定承認の申述をする人が未成年者及び被後見人の場合は、法定相続人や後見人の戸籍謄本又は登記事項証明書が別に必要となる場合があります。

注4 書類を確認した結果、上記以外の書類の提出をお願いすることもあります。